

## 陳述書（２）

原告 荒井 晴彦

被告から、前回提出された準備書面１と２について、私の知っていることを述べます。

### １、「やわらかい生活」の脚本について

脚本は監督やプロデューサーとの打合せの中で何度も直します。「やわらかい生活」のときもそうでした。現在、私の手許には脚本がデジタルのデータとして５種類残っていますが、最初のもは２００４年３月２１日作成となっています。

映画の撮影に使用した脚本（撮影稿）は、２００４年１１月７日の被告と廣木監督らの会談を受けて、脚本（甲１３号証）に私が手書きで直しを書き込んだものです。これを森重氏に渡したので、私の手許に撮影稿は残っていませんが、その内容は「やわらかい生活」の一般公開（２００６年６月）に先だって、宣伝の一環として雑誌「シナリオ」２００６年７月号に掲載した脚本（乙１０号証）と殆ど同じものです。

### ２、各脚本の直しについて

#### (1)、甲１号証の脚本

準備稿（甲１２号証。被告主張の「第一稿」）に対し、被告より次の注文があったので（乙３のＦＡＸ）、

- ①. ラストの音楽問題
- ②. 主人公の方言問題
- ③. 被告の個人情報問題

次の直しを行いました。それで出来上がったのが甲１号証の脚本です（被告主張の「第二稿」）。

- ①. ラストの音楽問題は音楽の指定を削除。
- ②. 主人公の方言問題は一部修正
- ③. 被告の個人情報問題は修正

#### (2)、甲１３号証の脚本

その後、甲１号証に対し、作品としていかによくするか、客に伝わりやすく

するか、という点から主に次のような直しをしました。それが甲13号証の脚本です。

シーン 37 柱が「ファミレス」→「車の中」

シーン 40 祥一のセリフ変更

シーン 41 祥一のセリフ変更

シーン 44 祥一のセリフ変更

シーン 45 祥一のセリフ変更

シーン 55 祥一のセリフ変更

シーン 58 シーンの追加

シーン 78 シーンの追加

### (3)、撮影稿

2004年11月7日の被告と廣木監督らの会談を受けて、甲13号証の脚本に私が手書きで次の直しを書き込み、森重氏に手渡しました。これが撮影稿です。

- ①. ラストの音楽問題は、被告の指定する曲は使用料が高いので使えないという廣木監督の説明を被告は了解したので、「音楽指定無し」のまま。
- ②. 主人公の方言問題は、ラストのシーン81のみにする。
- ③. 被告の個人情報問題は撮影の中で対処するという廣木監督の説明を被告は了解したので、そのまま。

### (4)、シナリオ誌掲載稿

シナリオ誌に掲載するにあたって、撮影稿のラストの「音楽指定無し」を準備稿（甲12号証）の曲を復活させました（乙10号証）。理由はそれが私のモチーフになった曲だからです。

## 3、本脚本（撮影稿）と映画とのちがい

撮影後の編集ではカットはつきものですが、カットの主たる目的は尺調整です（尺詰めともいう。映画はいつも上映時間が2時間を超える超えないで監督とプロデューサーがやりあいます。「できるだけ短く」が製作、配給サイドの要望です）。

「やわらかい生活」の編集段階では、尺詰めのため以下の14箇所がカットされました（該当箇所は乙10号証による）。

シーン	該当箇所
10	全て

1 1	同上
1 2	同上
1 3	同上
1 4	同上
1 6	同上
1 9	4行目、優子「本間、ありがとう」……とメニューを見る。
同上	72行目、優子「教育委員会」……本間「…中国のサッカー場でブーイングされる理由が分かんない奴ばかりになっちゃう」まで。
2 2	57行目、優子、台所兼居間の灯りを消す。……優子、大きめのTシャツとスウェットパンツを出す。まで。
2 5	すべて
3 2	36行目、優子「刑務所のご飯とかってどうだったの？」……安田「俺、入院だけはまだしたことないですよ、しなくちゃ」まで。
同上	59行目、安田「胃は大丈夫ですか？」……優子「うん。で、副作用止めのピーゼットシー飲み始めたけど……」まで。
4 5	すべて
4 9	同上
7 1	2行目、優子「ね、餃子食べたくない？ 東口においしいところあるの」
7 3	すべて
7 9	9行目、優子「!？」 運転手があの安田昇だったような気がする。

このうちシーン19の72行目からの「本間日の丸発言部分」に関して、これが被告の削除希望だったという話は前回の被告の準備書面で初めて知りました。私自身、編集段階で見て、「本間日の丸発言部分」、ああ、無くなっているなど、映画の本線にとって支線と言うべきおしゃべりなので、カット候補ナンバーワンだとは思っていたので、納得しました。森重氏も被告の要望というより尺詰めが理由だと言っていました。

尤も、この編集で、被告が当初から注文していた次の3点については、脚本（撮影稿）と映画の間にちがいはありません。

- ①. ラストの音楽問題
- ②. 主人公の方言問題
- ③. 被告の個人情報問題

したがって、映画は被告の注文を聞いて直したけれど、脚本は直さなかったということはありません。

#### 4、2004年11月7日被告・廣木面談に欠席した件

2004年11月7日に被告と廣木監督らが文春で面談しましたが、その場に私は行きませんでした。理由は単に森重氏から面談の話を聞かされなかったからです。

#### 5、「差し込み稿」の送付について

上述の通り、2004年11月7日の被告・廣木面談を受けて、私は脚本（甲13号証）に直しを手書きで書き込み、この「差し込み稿」を森重氏に手渡しました。しかし、その後、この「差し込み稿」が被告に送られたかどうかまでは分かりません。

#### 6、本脚本の雑誌「シナリオ」2006年7月号への掲載について

映画の公開に先だって、脚本を雑誌「シナリオ」に掲載する主な目的は、映画の広告宣伝のためです。話題を盛り上げるために、脚本だけではなくて、脚本家も登場して喋ります。「やわらかい生活」のときも同様に、被告も指摘する通り、私も脚本掲載と一緒に、加藤正人シナリオ作家協会会長（当時）と対談しました（乙10号証）。

こういうやり方は、ずっと以前から行われており（甲21号証雑誌「シナリオ」1946年第2号）、これに対し、脚本の雑誌「シナリオ」掲載で原作者からのクレームは30年の私のキャリアで一度もありません。

#### 7、被告の「原作より」に改める申入れについて

被告は、2004年11月7日に廣木監督と面談したとき、クレジット表記について原作表示を止め、「絲山秋子『イツ・オンリー・トーク』より」に改めるよう申し入れ、これが了承されました。このように「原作より」の場合、かなり原作から離れているというのが一般的な理解ですから、「原作より」に改めるよう申し入れた時点で、一般に、原作者は脚本及び映画が原作と違うからと怒る権利（同一性保持権）を放棄したことを意味すると思います。前述した通り、私たちは被告の注文に可能な限り対応し、被告も最終的にはこれに（脚本にも映画にも）納得したわけですが、たとえ被告がなお納得していないとしても、要するに「原作より」に改めて欲しいと申し入れた時点で脚本及び映画が原作と違うことを認めた訳ですから、それ以上被告は問題にしようがないと思います。

以上、陳述いたします。

2010年 1月 6日

荒井 晴 彦 

東京地方裁判所民事第40部 殿